

## 辛貞和君学位請求論文審査報告

辛貞和君の提出した博士学位請求論文「日本の北朝鮮政策（一九四五～一九九二）——国内政治力学の観点から——」は、日本政府・自民党、社会党、共産党などを中心的なアクターとして取り上げ、日本の朝鮮支配が終焉した一九四五年から金丸・田辺代表団の北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）訪問を契機として日朝政府間交渉が開始され、決裂する一九九二年までの時期の日本の北朝鮮政策を国内政治力学の観点から分析した力作である。論文の主たる目的は、この間の日本の北朝鮮政策の変遷を冷戦、デタント、新冷戦、冷戦終結などの国際環境との関係で整理するだけでなく、さらに踏み込んで、自民党、社会党、共産党、さらにはその内部派閥にまで注目し、国内政治力学の観点から立体的に説明することにある。

論文の構成は次の通りである。

### 第一章 北朝鮮政策をめぐる国内政治力学

#### 第一節 研究の目的

### 第二章 国内政治力学の構図——三つのパターン

#### 第三節 研究の意義

#### 第四節 論文の構成

### 第二章 北朝鮮政策「原型」の形成

#### 第一節 終戦と在日朝鮮人問題

#### 第二節 北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の成立と在日朝鮮人政策

#### 第三節 講和条約と朝鮮半島政策

#### 第四節 日韓国交正常化と北朝鮮政策

### 第三章 北朝鮮との関係改善の模索

#### 第一節 デタントの始動と朝鮮半島政策

#### 第二節 日韓国交正常化後の北朝鮮政策

#### 第三節 日本社会党の北朝鮮一辺倒政策

#### 第四節 日朝経済交流の拡大

### 第四章 「二つの朝鮮」政策

#### 第一節 朝鮮半島の緊張高潮と「二つの朝鮮」政策

#### 第二節 サイゴン陥落後の北朝鮮政策

#### 第三節 日本社会党の韓国政府黙認政策

#### 第四節 日朝貿易の行き詰まり

### 第五章 国交正常化交渉の開始と頓挫

#### 第一節 韓国の「七・七宣言」と日本の北朝鮮政策

第二節 超党派外交の台頭

第三節 金丸・田辺訪朝団

第四節 国交正常化会談

第六章 要約と結論

第一章では、戦後日本の国内政治勢力、とりわけ政府・自民党を代表とする保守勢力と社会党を中心とする革新勢力の関係が日本の北朝鮮政策をめぐってどのように作用したのかが概観され、約半世紀の間に、その政治力学のパターンが「保革対立」の形成、「保革対立」から「対立のなかの補充」、「対立のなかの補充」から「協調のなかの牽制」へと三段階で変化したことが明らかにされている。「保革対立」のパターンは、一九四五年の終戦から一九六五年の日韓条約締結までの時期に典型的にみられたものであり、その後の日本の北朝鮮政策の「原型」となった。しかし、一九七〇～一九八〇年の時期には、それまでの「保革対立」に対して、革新勢力による「補充」の要素が加わり、さらに一九九〇年代に入ると、金丸・田辺代表団の北朝鮮訪問にみられるように、「対立のなかの補充」から「協調のなかの牽制」への変化がみられた。

第二章では、第一段階の「保革対立」という原型パター

ンの形成を主題に、占領下の日本における在日朝鮮人政策、朝鮮半島での二つの国家の誕生と朝鮮戦争、サンフランシスコ講和後の初期の北朝鮮政策、韓国との国交正常化を優先する政策などが分析されている。終戦後しばらくの間、日本政府は在日朝鮮人が日本共産党や北朝鮮と密接な関係をもつことを主として国内の治安維持という観点から警戒し、共産党を中心とする革新勢力と対立した。「保革対立」のパターンは、北朝鮮との関係についての政策論争からというよりは、日本国内の問題として発生したのである。また、その後の朝鮮職争への対応をめぐる対立や韓国との国交正常化を優先する政策が、「保革対立」のパターンを強化し、定着させたといつてよい。ただし、日本政府の政策に南北朝鮮間の正統性論争への関与を最小限度に止めたいとの欲求が一貫して存在したことも指摘されている。

第三章では、ニクソン・ドクトリンに始まる北東アジアデータントとその影響下で南北朝鮮の対話が進展した時期、すなわち佐藤政権末期から田中政権までの時期（一九七〇～七三年）に、「保革対立」の構図がどのような変化を遂げたかが扱われている。政府・自民党はデータントを北朝鮮との関係改善の好機と判断して、政府間の関係を除く多くの分野で関係拡大を試みた。そこには、南北朝鮮間の「懸

「橋」を演じようとする意図さえみられたのである。他方、革新勢力の側では、北朝鮮との関係を悪化させた共産党に代わって、社会党が左派主導の下で北朝鮮一辺倒の政策を積極的に展開した。しかし、「保守対立」を基本軸としつつも、社会党は日朝民間漁業協定締結を仲介したり、日朝友好議員連盟を通じた交流を推進するなど、北朝鮮への窓口として、新たに政府・自民党の北朝鮮政策を補完する役割を演じた。

第四章では、一九七三年の金大中拉致事件以後の南北対話の挫折、一九七五年のサイゴン陥落、一九七七年のカーター政権による在韓米地上軍の削減などのために、朝鮮半島情勢が再び緊張した時期、すなわち三木、福田政権下でデタントが頓挫した時期に、政府・自民党と革新勢力の関係がどのように変化したかが扱われている。自民党内では、「釜山赤旗論」をかかげるタカ派勢力が韓国との関係の緊密化を要求したのに対して、朴正熙政権の反民主的な傾向に反発するハト派勢力はむしろ北朝鮮との関係改善を主張した。他方、北朝鮮との友好関係を優先する姿勢に変化はなかったが、社会党は逆に韓国との交流の必要性を認めざるをえなくなっていた。言い換えれば、従来からの「保守対立」の構図のなかで、「対立のなかの補完」という社

会党の役割がより広い視野の下で、明確かつ意図的に追求されるようになったのである。

第五章では、日米両国の北朝鮮との関係改善を許容する盧泰愚大統領の「七・七宣言」やベルリンの壁の崩壊に象徴される冷戦終結を背景に、戦後四十五年を経て開始された日朝国交正常化交渉が分析対象とされている。北朝鮮との国交正常化の必要性はともかく、韓国との関係を含めて、国交正常化の内容、方法、タイミングなどをめぐって対立してきた政府・自民党と社会党が、金丸・田辺代表団の派遣を通じて、ついに国交樹立という共通の目標の下で協調し始めたのである。しかし、金丸と田辺の緊密な人間的関係や両党間の協調にもかかわらず、これ以後北朝鮮外交の主役は明らかに社会党から政府・自民党に移行した。交渉開始以後、政府・自民党は社会党の協力を必要としなくなったのである。その結果、それまで北朝鮮と友好関係を保持してきた社会党は、自らの独自の政治的立場を維持するために、交渉の早期妥結を要求しつつ、政府・自民党を牽制し始めた。これが「協調のなかの牽制」である。

以上みてきたように、政府・自民党は東西冷戦や南北朝鮮の対立という国際環境を客観的な事実として受け入れ、民主主義、市場経済、アメリカとの同盟関係などを共有す

る韓国との国交正常化や友好協力を優先し、北朝鮮に対しては一貫して「政経分離」政策を維持してきた。しかし、そのような公式政策とは別に、池田派、田中派、三木派の一部や宇都宮徳馬議員に代表されるように、自民党内には韓国に偏重した政策に反対し、北朝鮮との関係改善を主張するグループが存在し、そのことがデタントや日中国交正常化などの国際情勢に促されてクローズアップされたり、政権次元の党内闘争と連結することも稀ではなかった。デタント時期の北朝鮮政策は多分にその影響下で形成されたのである。

他方、社会党を中心とする革新勢力は日米安保条約や日韓条約に対する反対運動の延長線上で北朝鮮との関係正常化を主張した。しかし、東西冷戦が緩和され、韓国の経済発展や民主化が進展するにつれて、また北朝鮮の政治体制の特異性が明らかになるにつれて、そのような北朝鮮一辺倒の政策は国民的な支持基盤を失っていった。そのために、政府・自民党の北朝鮮政策に対しても、社会党を中心とする革新勢力はその基本的な立場を対立から補充へ、補充から協調へと変化させざるをえなかったのである。筆者は、冷戦下の北朝鮮政策がイデオロギーや安保政策をめぐる保守対立によって形成されたのに対して、「補充」や「牽制」

はそのような国際要因よりは多分に国内政治力学の変化によってもたらされたと主張している。

日本外交にとつて、北朝鮮政策ほど長期にわたって激しい論争にさらされたテーマは少ないだろう。そのような問題の性質もあつて、北朝鮮政策に関する学術的な研究も大きな制約を受けてきた。ジャーナリスティックな分析記事を別にすれば、それを正面から取り上げた学術論文は数えるほどしか存在しない。また、それらの学術論文でさえ、日本の北朝鮮政策を独立した研究対象とするよりは、主として国際関係論的な観点から、日韓関係や米朝関係の一部として論ずる傾向を免れなかった。したがって、国際情勢や南北対立の変化を視野に入れながらも、政府・自民党、社会党、共産党などの国内政治勢力の政策に焦点を当て、日本の北朝鮮政策の形成を国内政治力学の観点から分析したという点において、本論文は画期的な意味をもっているといつてよい。

本論文のいまひとつの特徴は、一九四五年の朝鮮独立から一九九〇年代初めの第一次国交正常化交渉まで、ほぼ半世紀にわたる北朝鮮政策の分析を通じて、この問題をめぐる国内政治力学を三つのパターンに類型化し、その構造的

な変化を論じたことである。このような鳥瞰図的な研究成果は明確な問題意識と持続的な努力があつて初めて得られるものであり、「保守対立」の形成、「対立のなかの補充」、そして「協調のなかの牽制」という類型化には、外国人研究者としての視点が十分に反映されている。著者は日本人研究者が成し得なかつたことを達成したのである。

ただし、本論文にも将来への課題が存在しないわけではない。例えば、著者は「日本の北朝鮮政策は、既存の研究で主張されているように、単に外部的要因、すなわちアメリカの北東アジア政策や南北朝鮮関係によつて左右されるものであるよりは、それらを背景としながらも、主に国内政治の力学構造のなかで形成されるものである」と主張しているが、外部的要因と内部的要因を二元的に対立するものと考えする必要はない。むしろ、それらの二つの要因が相互に影響し合つて、日本の北朝鮮政策を形成していると思ふべきだろう。

したがつて、より注目されるべきであるのは、実際の北朝鮮政策の形成において外部的要因と内部的要因がどのように結合したかである。それが明確に説明されたとき、日本の北朝鮮政策に関する辛貞和君の研究は外交政策研究として完成し、より大きな説得力をもつに違いない。

辛貞和君が提出した学位請求論文は以上のような課題を抱えているが、すでに指摘したような大きな業績からみて、そのことは決して本論文の価値を大きく減ずるものではない。我々審査員一同は辛貞和君に法学博士（慶應義塾大学）を授与することが適当であると判断する。

平成二二年九月二五日

主査	慶應義塾大学法学部教授	小此木政夫
副査	慶應義塾大学法学部教授	国分 良成
副査	慶應義塾大学法学部教授	添谷 芳秀